

## 東京都北区議会

### 平成 19 年第 3 回定例会で可決した意見書・決議

- 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書
- 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 原爆症認定基準の抜本的改善を早期に求める意見書
- 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書
- 高齢者の税負担軽減に関する意見書
- 障害者自立支援法の改正に関する意見書
- いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書
- 都営住宅等の新たな整備推進計画の策定を求める意見書
- 都市再生機構の整理・合理化に関する意見書
- 第 31 回オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の東京招致に関する決議

## 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している。一方、悪質な販売業者に利用されるケースや高齢者等の社会的弱者に対する不適正な与信ないし過剰与信が行われるケースが多く生じており、社会問題化している。

特に訪問販売等による個品割賦購入のクレジット契約において、高齢者等を狙った強引・詐欺的な勧誘が行われ、クレジット会社の安易な与信の結果、消費者は過剰な債務を抱え、その救済が十分になされないなど多くの問題が発生している。このような悪質商法を助長する不適正な与信は、クレジットシステムに対する社会的信用を低下させ、消費者に不利益をもたらしている。

経済産業省の産業構造審議会では、このような被害を防止するため、悪質な勧誘販売行為を助長するような不適正与信を排除し、過剰与信を防止するなど割賦販売法の改正に向けた審議を進めている。今回の改正では、消費者に対する安心・安全なクレジット契約を提供するため、クレジット会社の責任で被害の防止と取引の適正化を実現することが必要である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、割賦販売法の改正にあたり、左記事項を実現するよう強く求める。

## 記

一、クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

二、クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除となるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

三、一回から二回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

四、個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	福田康夫
経済産業大臣	甘利明

## 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で極めて重要な制度として、わが国の教育の発展に大きな役割を果たしており、現行教育制度の根幹をなすものである。本制度により、地方の財政力に左右されることなく全国すべての公立小・中学校等に必要な数の教職員を確保し、教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、良好な教育環境が整備され保たれている。

学校教育は、多くの職種の職員が協力し合って成立している。事務職員及び栄養職員も、学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、学校運営上欠くことのできない基幹職員である。

国の財政的な保障が担保されなければ、教育条件の地域格差をもたらし、良好な教育環境を維持することが困難となり、憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反すると言わざるを得ない。義務教育の確保は、国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金である。

よって、本区議会は政府に対し、教育に対する費用の安定的確保を図り、二十一世紀の担い手である子どもたちの健全な育成のため、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永沼正光

内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
文部科学大臣	渡海紀三朗	殿

## 原爆症認定基準の抜本的改善を早期に求める意見書

原爆投下から六十二年経た現在、原爆被害者は今なお全国に約二十五万人おり、その中で原爆症の認定患者者数はわずか一％にも満たない約二千二百人に過ぎず、一年間に、約八千人もの被爆者が亡くなっている現状である。

がんや白血病などの健康被害で苦しむ被爆者は十分な国の保障もなく、死と向き合いながら不安の中での生活を余儀なくされている。原爆症認定制度の改善は待たなしの時期を迎えている。

この事態の解決に向け、全国の被爆者が原爆症の認定を求めて各地の裁判所に起こしている集団訴訟では国側の敗訴が続いている中、国は控訴するなど認定を拒み続けている。

過日、安倍晋三首相は被爆者団体と面会した際に認定基準の見直しを表明するなど、改善に向けた姿勢は見られるものの先行きは未だ不透明であり、高齢化している被爆者の救済は人道的、社会的見地から一刻の猶予も許されるものではない。

よって、本区議会は政府に対し、左記事項を求めるものである。

### 記

一、被爆者の要求に応えた原爆症認定基準の抜本的改善を早期に実現すること。

二、認定基準見直しの一定の結論が出た後、国の敗訴が続いている認定訴訟のすべての控訴を取り下げること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣 福 田 康 夫 殿

厚生労働大臣 舛 添 要 一 殿

## 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

団塊の世代が引退時期に差し掛かる状況下、特に小規模企業において、事業承継がなかなか進んでいない。

二〇〇七年版中小企業白書によると、二〇〇六年の企業全体の社長交代率は三・〇％と過去最低を記録した。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示している。

また、年間廃業者二十九万社(二〇〇一～二〇〇四年平均)のうち少なくとも四分の一の企業は後継者の不在が理由となっている。これに伴う雇用の喪失は毎年二十～三十五万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくない。

こうした、中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっている。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑にすすめていくための総合的な対策を早急に講じる必要がある。

事業承継に係る諸課題について、従来から多様な問題提起や議論が行われ、実際に様々な制度改正も行われてきたところである。しかしながら残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つである。平成十九年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、中小企業の事業承継円滑化のために左記事項を強く要望する。

## 記

- 一、非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。
- 一、非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。
- 一、相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。
- 一、税制面のみならず、情報面、金融面、法制面、経営面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	福田 康夫 殿
財務大臣	額賀 福志郎 殿
経済産業大臣	甘利 明 殿

## 高齢者の税負担軽減に関する意見書

少子高齢化が進行する中、国民が納得できる公平公正な税制改正が求められている。

しかし現状では、とりわけ高齢者から、税だけでなく各種保険料の負担増に対し、「年金は年々減らされているのに、どうして税金は何倍も増えるのか」「これは何かの間違いではないのか」等の声も上がるほどである。

さらに、来年四月には後期高齢者医療制度の創設による新たな保険料の徴収、七十〜七十四歳の高齢者医療費の一割から二割への負担増が実施されるなど、高齢者のくらしはいっそう深刻なものになってくる。

よって、本区議会は政府に対し、高齢者の税・保険料負担が急増した原因である公的年金控除縮小と老年者控除の廃止を見直し、高齢者の税負担の軽減をはかるよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣	福 田 康 夫 殿
総務大臣	増 田 寛 也 殿
財務大臣	額 賀 福 志 郎 殿
厚生労働大臣	舛 添 要 一 殿

## 障害者自立支援法の改正に関する意見書

二〇〇六年四月に施行された障害者自立支援法により、応益負担による福祉サービス利用料の定率一割負担や食住費の自己負担が導入された。そのため、障害が重ければ重いほど、利用料負担が重くなり、障害児・者の中にはその急激な負担増に耐えられず、サービス利用を中止したり、抑制せざるをえないケースが全国でも相次いだところである。

更に、施設運営についても、障害者の通所日数に応じた実績払いとなったため、事業所の運営が困難に直面している。

障害者とその家族、関係者の声が反映され、国は今年度から「障害者自立支援法円滑施行特別対策」を実施し、激変緩和措置などを講じることとなった。

しかし、その後も障害者団体や関係者から、障害者自立支援法の改善を求める声が上がっている。

よって、本区議会は政府に対し、現行法の定率一割負担や、施設への報酬支払い方式の見直し等、障害者自立支援法を改正するよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永沼正光

内閣総理大臣 福田康夫 殿

厚生労働大臣 舛添要一 殿

## いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻である。

いじめの発生件数は、報告されているだけでも小・中・高等学校数全体の約二割に当たる二万件を越え(平成十七年度)、各地で深刻ないじめが発生し続けている。いじめを苦しめた児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」でも議論され、今年春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの「いじめ対策Q&A」も含めて全国に配布された。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文科省の調査(平成十七年度)によれば、小学校で〇・三二%(三百七十七人に一人)、中学校では二・七五%(三十六人に一人、一学級に一人の割合)と、学年が上がるにつれて増加する傾向にある。

いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べてあげるのか。具体的な施策を可及的速やかに実施すべきである。

よって、本区議会は政府に対し、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、左記の事項について実現を強く要望する。

### 記

一、「いじめ」現象が深刻化する中、子どもたちを孤独感、疎外感から解放するよう、第三者機関を設置して学校関係者と、いじめる側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、子ども同士の人間関係、「絆」の回復を図る施策を充実すること。

二、NPO法人などによる不登校のためのフリースクールなどを支援・活用し、地域の中に子どもが安心できる居場所として、そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みを作る施策を充実すること。

三、教員志望の学生等を家庭や学校に派遣するなど、子どものよき話し相手・相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つ制度を実施すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣	福田 康 夫 殿
総務大臣	増 田 寛 也 殿
文部科学大臣	渡 海 紀三朗 殿



都営住宅等の新たな整備推進計画の策定を求める意見書

特別区議会議長会は、平成十九年八月二日「平成二十年度東京都の施策及び予算に関する要望書」を提出した。

その中で注目すべきは「都営住宅建設整備計画の新たな策定」と題して「大都市の実情に即した公営住宅計画に改善し、公営住宅の建設促進を図りたい。」としたことである。その背景は、現在の募集形態があき家登録が主であり、募集の高倍率も常態化していることや、民間住宅の家賃、入居条件などの問題により、住宅に困窮する低所得者、高齢者、障害者などが存在し、こうした住民への居住の安定確保が必要であるとしている。

地域住民のセーフティネットの機能向上として、量質ともに兼ね備えた良質な住宅が求められている。

よって、本区議会は東京都に対し、公営住宅計画の改善、建設促進を図るよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

東京都知事 石 原 慎太郎 殿

## 都市再生機構の整理・合理化に関する意見書

安倍内閣は六月十九日、「経済財政改革の基本方針二〇〇七について」を閣議決定し、その中で百一の独立行政法人の全面見直しにより、極力廃止あるいは民営化など三原則に基づく「整理合理化計画」を本年十二月までに策定することを打ち出した。

また、六月二十二日、安倍内閣は「規制改革推進のための三か年計画」を閣議決定した。これは、昨年十二月二十五日の規制改革・民間開放推進会議の第三次答申、本年五月三十日の規制改革会議第一次答申を受け継ぎ、七十七万戸の都市再生機構賃貸住宅の地方公共団体への譲渡・民間への売却・削減等を閣議決定したものであり、今後、同機構の全面見直しと連動して計画作成が進められることになる。

公団住宅は、住宅都市整備公団が都市基盤整備公団になり、三年しないうちに独立行政法人・都市再生機構と様々な行革の中で変遷し、居住者は大変な不安を抱えている。

こうした居住者の不安を受け止め、国会では二〇〇三年に衆参両院国土交通委員会における都市再生機構法案に対する附帯決議が行われたが、そこでは「居住者の居住の安定」を重視して居住者に対する施策が盛り込まれている。

同機構の賃貸住宅は国民の貴重な資産であり、これからの本格的な高齢社会では、これまでに以上に重要になってくる。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、左記事項について全力で取り組むよう強く求めるものである。

### 記

- 一、都市再生機構の賃貸住宅が引き続き公共住宅としての役割を果たすよう、「住まいは福祉Ⅱ住まいは人權」の理念を実現する公共住宅政策の充実に努めること。
- 二、都市再生機構の見直し及び規制改革にあたっては居住者の意見を十分反映させ、同機構住宅の「再生・活用」計画の策定にあたっては、事前に当該自治会及び自治体と話し合い合意を得るよう努めること。
- 三、安心して住み続けることを切望している居住者の居住の安定を守るために、国会における関係決議の趣旨を踏まえること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

衆議院議長

河 野 洋 平 殿

参議院議長

江 田 五 月 殿

内閣総理大臣

福 田 康 夫 殿

内閣府規制改革担当大臣

岸 田 文 雄 殿

国土交通大臣

冬 柴 鐵 三 殿

第三十一回オリンピック競技大会並びに  
パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議

オリンピックは、スポーツを通じて世界中の人が感動を分かち合い、交流するとともに、友好親善と相互理解を深めることにより、平和でより良い世界の確立に貢献する世界最大の競技大会であり、今やスポーツ界のみならず、地球上最大のイベントである。

我が国はこれまで、一九六四年の第十八回オリンピック東京大会を始め、一九七二年の第十一回冬季オリンピック札幌大会、一九九八年第十八回冬季オリンピック長野大会を開催し、併せて開催されたパラリンピックも、世界中の人々に多くの感動と希望を与えてきた。

東京において、約半世紀ぶりにオリンピックを開催することは、世界の平和を希求する強い意志をアピールする絶好の機会となる。

一方、オリンピックの東京招致のあり方については様々な意見があることも事実であり、都民、区民の声に耳を傾け、よりよい方向にしていけることも大切である。

また、東京でのオリンピック及びパラリンピックの開催を通し、本区を含む城北ブロックの一層の発展を願うとともに、「環状鉄道ネットワーク」や国立西が丘サッカー場・国立スポーツ科学センターにアクセスする「十条地区の環境整備」などの本区課題の前進が図られる等、バランスの取れた施設整備や周辺区のインフラ整備に大きく貢献し、東京全体の発展につながるよう期待するものである。

右、決議する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会